

平成 28 年 4 月 26 日  
公益財団法人日本医療機能評価機構

## 熊本地震の被害に係る病院機能評価事業の特例措置について

このたびの平成 28 年（2016 年）熊本地震によって被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

被害を受けられた認定病院を対象に、病院機能評価事業に関して、下記のとおり災害発生時の特例措置を実施いたします。

一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

### 記

#### 1. 被災地域の病院の訪問審査の延期

##### (1) 対象

災害救助法適用市町村に所在する認定病院のうち、建物の損傷または被災した病院等への支援活動などにより受審準備が遅れ、認定証の有効期限の前月末日までに訪問審査を受けられない病院とします。

##### (2) 特例措置の内容

病院の申出により、病院機能評価実施要領 4. (1) の「自然災害」を適用し、訪問審査を認定証有効期間の末日から 1 年を超えない時期まで延期します。

#### 2. その他

災害救助法適用市町村の地域以外の認定病院においても、平成 28 年（2016 年）熊本地震による建物の損傷または被災した病院等への支援活動などにより受審準備が遅れ、認定証の有効期限の前月末日までに訪問審査を受けられない場合は、1. と同様の特例措置の対象とすることを検討します。個別にお問い合わせください。

#### 連絡先

公益財団法人日本医療機能評価機構 評価事業推進部 病院支援課  
電話 03-5217-2326

## 病院機能評価実施要領（平成 27 年 4 月 1 日施行）

### 4. 訪問審査

- (1) 訪問審査は、評価調査者（以下「サーベイヤー」という。）の病院訪問による所定の項目についての審査により実施する。

(中略)

なお、訪問審査は、新規受審の場合には、受審申請後、翌年度末までに実施するものとし、認定の更新を継続して受けようとする場合には、認定の有効期限の前月末日までに実施するものとする。但し、機構の事由により、受審病院の了解のもと変更する場合は、この限りでない。

認定の更新を継続して受けようとする病院が、移転・建替、自然災害など、機構がやむを得ないと認める事情により認定の有効期限の前月末日までに訪問審査を受けられない場合には、機構は訪問審査の実施を認定証有効期間の末日から 1 年を超えない範囲で延期することができる。